

インド法務・労務アップデートレポート
(2014年12月)

2014年12月

独立行政法人 日本貿易振興機構 (ジェトロ)
ムンバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ムンバイ事務所がリテイン契約に基づき現地法律事務所 KHAITAN&COに作成委託し、2014年12月までに入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよびKHAITAN&COは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびKHAITAN&COがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

※2015年4月1日の組織変更により、部課名
およびメールアドレスが変更となりました。
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ムンバイ事務所
E-mail：INB@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：
KHAITAN&CO
Mumbai (Bombay)

One Indiabulls Centre
13th Floor, Tower 1
Mumbai 400 013, India
T: + 91 22 6636 5000
F: +91 22 6636 5050
E:mumbai@khaitanco.com



目次

1. 外国直接投資（FDI）政策.....	1
1.1 建設開発分野の規制緩和.....	1
1.2 鉄道分野への FDI.....	2
2. 産業ライセンスの規制緩和.....	3
2.1 産業ライセンス有効期間の延長.....	3
2.2 防衛産業ライセンスの規制緩和.....	3
3. 労働法の改正.....	4
3.1. 1961 年見習工法の改正.....	4
3.2 小規模事業所に対する労働諸法に基づく報告・記録簿維持義務の免除.....	5
4. 土地収用法の改正.....	6
5. 対外商業借入（ECB）規制の緩和.....	7
5.1 ルピー建支出用の ECB 調達資金の取扱い.....	7
6. 保険法の改正.....	7

インド法務・労務アップデートレポート（2014年12月）

1. 外国直接投資（FDI）政策

1.1 建設開発分野の規制緩和

政府は 2022 年までに全国民に住宅を供給するとともにインド全土に 100 カ所のスマートシティを建設する計画を打出している。こうした野心的な目標を達成するためには外資を含めた民間資本の投入が必須である。しかし、近年、不動産分野に適用される厳格な規制を嫌って同分野への FDI 流入は減速している。

政府はインフラ整備や低所得者層住宅の建設を推進するべく、12 月 3 日付けで不動産分野への FDI 規制を緩和する通達を発表した（商工省産業政策促進局（DIPP）2014 年プレスノート第 10 号）。同通達による主要な改正点は下記の通りである。

- 最低開発面積要件：FDI が認められる建設開発事業について最低開発面積が 5 万平方メートルから床面積 2 万平方メートルに縮小された。また、最低開発面積要件の充足について、FDI を受ける被投資会社の責任として、関係当局に登録されている建築士による証明取得が義務付けられた。さらに、これまで整備住居用地（Serviced housing plot）については最低開発面積として 10 ヘクタールの開発が設定されていたが、住宅用地および商業用地も含め、インフラが整備された用地について（Serviced plot）最低開発面積の要件が撤廃された。これにより、より小規模なプロジェクトへの投資リスクが減り、こうした小規模事業、特にスペースが限られた都市部への投資や開発が促進されるものと思われる。
- 最低資本金：従来、完全子会社については 1,000 万米ドル、合弁会社については 500 万米ドルの最低資本金が必要とされ、会社の事業開始後 6 カ月以内にこれを充足しなければならないとされていた。12 月 3 日付けでの改正により、完全子会社または合弁会社を問わず、FDI を受ける被投資会社は最低 500 万米ドルの FDI を事業開始（関係当局による建設計画・レイアウトの承認日）後 6 ヶ月以内に持込めばよいこととした。その後の FDI 資金は事業開始後 10 年以内または事業完了日のいずれか早い期日までに出资日期が認められる。
- 開発期限：従来、必要なすべての法定許認可取得日から 5 年以内に各事業の少なくとも 50%を開発することが義務付けられ、未整備（道路、給水、街灯、排水路、下水道その他の施設が未整備）の土地売却は禁じられていた。この度の改正により同開発期限の要件は撤廃された。インフラ未整備地の売却は引き続き禁じられている。

- 事業売却：これまで出資後 3 年間のロックイン期間が設けられており、この間投資家は外国投資促進局（FIPB）の事前承認を得なければ出資金を回収することができなかった。今回の改正により、投資家はプロジェクトの完了または基幹インフラ（道路、給水、街灯、排水路および下水道）の整備後に事業を売却することが可能となった。さらに、早期に事業を売却する方法として、FIPB の事前承認を得ることを条件に、他の外国投資家に株式を譲渡することも認められることとなった。
- 低所得者層住宅プロジェクトに対する規制免除：新たに、事業総費用の最低 30%を低価格住宅の開発に割当ててることを約束する場合、最低開発面積要件および最低資本要件は免除されることとなった。
- タウンシップ、モール等の運営管理：プロジェクトが完了したタウンシップ、モール、ショッピングセンターおよびビジネスセンターの運営管理について自動承認ルートにより 100%の FDI が認められることとなった。これにより、ディベロッパーが開発した商業モール等を運営するために外国投資家がこれを買収することが可能となった。不動産分野への FDI 規制における重要な改正点といえる。

1.2 鉄道分野へのFDI

インド政府はこれまで国有化されていた鉄道事業に民間参加の道を開き、インド鉄道網の拡張、近代化および改修に取り組んでいる。鉄道分野への FDI については、DIPP が出した 8 月 27 日付けの通達（2014 年プレスノート第 8 号）において、インド鉄道省が別途定めるガイドラインに従うことを条件に、特定の鉄道インフラ事業について自動承認ルートで 100%の FDI が認められることとなった。これを受け、鉄道省は、11 月 10 日付けで内国企業および外国企業を含めた鉄道事業への民間参加の具体的措置を定めるガイドラインを発表した。同ガイドラインは、官民連携（PPP）による郊外鉄道事業、高速鉄道事業、貨物専用線、車両製造・整備、鉄道電化、信号システム、貨物ターミナル・物流団地、乗客ターミナル、鉄道技術訓練所、試験設備および研究施設、独立型の乗客鉄道（支線、丘陵線）、非在来型エネルギー源、洗濯の機械化、車両の調達、バイオトイレ、有人および無人踏切に向けた技術的ソリューション、安全性向上および事故軽減に向けた技術的ソリューションの 17 の事業領域について、100%の FDI を認めるとしている。ただし、貨物専用線については、2012 年非政府鉄道参加モデル政策（Non- Governmental Railway Participative Model Policy 2012）に基づく既存の合弁事業を通じて開発されている場合、株式の 26%は鉄道省またはその管轄下にある公営企業が保持することとされている。また、乗客輸送に関わる事業については、試運転前の安全基準の観点から引き続きインド政府からの承認が必要とされている。

ガイドラインでは、民間参加が認められる各事業領域について計画中的具体的な事業を掲げるとともに、チャンディガール、ガンディナガール、ナグプールやアナンビハール等の 13 都市における乗客ターミナルの開発を提案している。

2. 産業ライセンスの規制緩和

2.1 産業ライセンス有効期間の延長

インドでは、1951年産業（開発および規制）法により、特定の産業分野に従事するためには、事業開始前に政府から産業ライセンスを取得することが義務付けられている。1991年以降の規制緩和により産業ライセンスを必要とする産業分野は段階的に縮小されているが、現在でも電子航空・防衛機器、産業用火薬類、タバコ類、および特定の有害化学物質の製造、アルコール飲料の蒸留・醸造に加えて、特に中小零細企業に留保された製品（現在は20品目）を非中小零細企業が製造する場合に、産業ライセンスの取得が必要とされている。

これまで産業ライセンスの有効期間は2年とされていたため、同期間内に事業を開始できなかった製造者は産業ライセンスを再申請せねばならなかった。モディ首相率いる新政権では、「Make in India」をスローガンにインドにおいて事業がしやすい環境を整備するためにさまざまな制度の見直しを行っている。こうした取組みの一環として、2014年7月に出されたDIPPの通達により、産業ライセンスの有効期間が3年間に延長されるとともに、2年を限度として更新可能となった。さらに2014年10月20日付けのDIPP通達（2014年プレスノート第9号）により、さらに2年を限度として再更新が認められることとなった。これにより、産業ライセンスの有効期間は最長で7年までとなる（3年間の当初有効期間+2年×2度の更新期間）。この期間内に事業を開始することができれば新たに産業ライセンスを取得する必要がなくなった。

2.2 防衛産業ライセンスの規制緩和

インドは地場の軍需産業の基盤が弱く輸入に大きく依存している。インド政府は防衛製品の輸入依存体質を断切り外資の力を借りて製造の現地化を促進するため、2014年8月に防衛分野へのFDIの上限を26%から49%に上げるとともに（DIPP2014年プレスノート第7号）、産業ライセンスの取得が必要とされる防衛製品の範囲を縮小した。

産業ライセンスの取得が義務付けられている防衛設備の製造に関しては、これまで産業ライセンス取得時に年間生産上限が課せられていたが、2014年10月20日付けのDIPP通達（2014年プレスノート第9号）により同年間生産上限が撤廃され、その代わりとしてライセンスを取得した生産者はDIPPおよび防衛省に対して所定の書式により半年ごとに生産報告書を提出することとした。さらに、これまで防衛製品を防衛省以外に販売する場合、インド防衛省の事前許可を必要としていたが、上記通達により、インド防衛省の事前の許可を得なくとも、内務省の管轄下にある政府機関、州政府、公営企業、その他防衛産業ライセンスを取得している企業に対して防衛製品を販売することが認められた。防衛製品を上記以外の組織に対して販売する場合は、防衛省の事前許可が必要となる。

3. 労働法の改正

インド政府は、旧態化した労働法規が民間企業による柔軟な事業運営の障害となっていることに鑑み、国家労働諮問委員会が2002年に出した提案に基づき、今後、現行の44の労働関連法規を賃金、社会保障、安全、福利厚生および労働環境という5つの分野に整理して包括的な見直しを行うことを掲げている。この取組みに先駆けてこの度下記の2つの労働法が改正の運びとなった。

3.1. 1961年見習工法の改正

1961年見習工法改正法案が12月5日付けで大統領の承認を得、12月8日付けで施行となった。主な改正点は下記の通りである。

- 「労働者 (Workman)」の定義：本法は、雇用主に対し、指定職種において同職種に従事している正規労働者数（未熟練労働者を除く）の一定割合に応じて見習工を受入れねばならないとしている。その割合については事業所における訓練設備、見習訓練修了技術者数等に基づき決定されている。これまでは、見習工受入れ数を計算するにあたって労働者の定義が契約労働者や請負労働者、日雇い労働者、季節労働者等を含めず、雇用者が直接雇用し給与を支払う正規労働者に限定されていたため、非正規労働者を多く受入れる事業所では総労働者数に対して見習工の受入れが少なく抑えられてしまうという問題が生じていた。今回の改正では、見習工に対してより多くの訓練機会を提供するため、こうした請負労働者や契約労働者等も含めて労働者の定義が改正されたことにより、非正規労働者を多く雇用する事業所ではより多くの見習工採用の道が開かれることになる。
- 「所管政府」の定義：従来、複数の州で事業を行う事業者は、見習工の採用および見習工訓練制度の実施について事業を行うそれぞれの州において州が設けている見習工アドバイザーによる承認・監督を受けねばならず、それぞれの州によって事務が異なるため事務管理が非常に煩雑であった。この度の改正により、5つ以上の州において事業を行う事業者については、中央政府が監督政府として見習工の受入れや訓練制度を一括して管理することとした。
- 見習工アドバイザーによる承認：従来、見習工を受入れる事業者は見習工アドバイザーに対して見習契約を送付し登録せねばならなかった。アドバイザーは、訓練生が同法に定める見習工としての資格要件を有していないと判断する場合、登録しないことも可能であった。今回の改正により、アドバイザーは異議がある場合には申請受領から15日以内に雇用者に対して異議を通知し、受領から30日以内に見習工契約を登録することとされた。また、中央政府は見習工契約の登録サイトを整備するとしている。ポータルサイトの整備後はアドバイザーへの登録申請が不要となる。
- 見習工の年齢制限：見習工の最低年齢は14歳とされているが、あらたに特定の危険産業に従事する見習工の最低年齢は18歳とされた。

- 作業時間および休暇：見習工の作業時間や休暇制度について、従来は同法に基づく規則に従うこととされていたが、作業時間については雇用者の方針にゆだね、休暇制度については雇用者の作業所で実施されている制度に従うこととされた。
- 訓練制度：従来、見習工の実地訓練については見習工アドバイザーの承認を受けた訓練制度に基づいて適切なアレンジメントを行わねばならないとされていたが、アドバイザーの承認が不要となり、また複数の雇用者が共同して自身でまたは政府の承認を受けたエージェンシーを通じて実地訓練を提供することが認められ、訓練制度の柔軟性が与えられた。
- 対象者の範囲拡大：本法でカバーされる見習工の訓練は技術・工学系だけでなく、非技術・工学系の卒業生や学位取得者これに類する資格保持者に対しても拡大された。
- 採用方針：従来、見習工契約において訓練期間終了後の採用について特に規定していない限り、事業者側には採用の義務はなく見習工の側にも就職義務はないとされていた。この度の改正により、雇用者に対して、見習訓練期間を修了した見習工の採用について独自に採用方針を立てることが義務付けられることとなった。
- 違反行為：本法違反の場合、これまでは禁固刑を含む罰則が設けられていたが、禁固刑が撤廃されるとともに罰金額が明記された。

3.2 小規模事業所に対する労働諸法に基づく報告・記録簿維持義務の免除

小規模事業者による事業の奨励および雇用促進を目的として、1988年「労働諸法（特定事業所による報告書提出および記録簿維持義務の免除）」により、従業員が10名以上19名以下の小規模事業所および従業員が9名以下の零細事業所について、各種労働法により義務付けられる煩雑な事務作業の負担を減らすため、賃金支払い法、最低賃金法、工場法、契約労働（規制および廃止）法、均等賃金法等の9つの労働法についてこれらの法で課される報告書の提出および記録簿の維持義務を免除し、その代わりに本法で定める簡易様式により年次報告および記録簿の維持を行えばよいとされている。

この度12月10日付けの通達により本法が改正されたことで、義務免除の対象となる小規模事業所の範囲が拡大され、従業員が40名以下の事業所に対しても義務免除が適用されることとなった。また、義務免除の対象となる労働法については、さらに7つの労働法が追加された。これにより、合計16の労働法に基づく報告書の提出および記録簿維持義務が免除され、その代わりに本法所定の簡易様式により年次報告および従業員・賃金についての記録簿を維持すればよいこととなった。

4. 土地収用法の改正

本年1月1日から「2013年土地収用、復帰および再定住における公正な補償および透明性に関する権利法」（以下、「土地収用法」）が施行されているが、同意取付け（私企業による公共目的に基づく土地収用については80%以上の同意、PPP事業の場合は70%以上の同意）および社会的影響評価を義務付ける厳格な収用手続きや、被収用者および収用地に生活基盤を有する者への再定住・再復帰に関する補償提供義務により、土地収用手続きの長期化および収用コストの値上がりを招き、数多くのプロジェクトが遅滞するという事態が生じていた。

こうした事態を受け、インド政府は12月31日付けの大統領政令により土地収用法を改正した。主な改正点は下記の通りである。

- 収用手続きの免除：国家安全保障または防衛に重要な事業、地方のインフラ事業（電化等）、低所得者層住宅、産業動脈、PPP方式によるインフラまたは社会インフラ事業（政府が土地所有権を維持する場合）について、同意取付け義務や社会的影響評価手続きを免除することとした。
- 未利用収用地の返還：土地収用法は、収用地が収用後5年以内に当初の目的通りに使用されない場合、当該収用地を旧土地所有者または州政府に返還することを義務付けている。この度の改正により、未利用の期間が「事業の開始期間として定められた所定期間または5年間のいずれか遅い方の期間」を経過した場合に返還義務が発生することとされた。
- 補償金および再定住・再復帰補償提供義務：土地収用法ではこれまで第4別表に列記されている古代遺跡、考古学的遺跡および遺物法、原子力法、土地収用（鉱山）法、都市鉄道（作業建設）法、国道法、電力法、鉄道法等の計13法に関連して行われた土地収用について補償金の計算や再定住・再復帰の補償義務に関する規定の適用が除外されていたが、この度の改正により、2015年1月1日以降、これらの法に基づく土地収用についても上記規定が適用されることとなった。
- 収用手続きの失効：土地収用法では、旧土地収用法に基づく土地収用について、本法施行の5年以上前に土地収用に関する裁定が出されたものの物理的な所有または補償金の支払いが行われなかった場合、収用手続きは失効したものとみなされ新たに本法に基づいて土地収用を行わねばならないとしている。この度の改正では、上記5年間の期間の計算について裁判所から差止め等がかかっている場合の訴訟期間を計算から除外することとし、また補償金を支払っていない場合であっても裁判所または補償支払いを目的とした何らかの口座に補償金を預けている場合には適用除外することとした。

新政権は、冬期国会が上院騒乱のため経済改革を推進するためのさまざまな重要法案が上院で審議されることなく12月23日に終了してしまったことを受けて、大統領令（Ordinance）というルートを通じて各種法改正に踏み切っている。大統領令の公布権は、そもそもインド国憲法第123条

により、国会閉会中に生起する事態に即時的措置が必要であると認める場合にこの事態に対処するために大統領に対して付与されているものである。大統領令は国会の制定法と同一の効力を有するものの、あくまでもその効力は臨時的なものであり、国会再開日から 6 週間以内に国会の両議院に提出しその承認を受けねばならず、国会再開から 6 週間経過後あるいは国会がそれ以前に否認決議を出した場合、失効する。また大統領も随時廃止することができる。政府は、経済成長の要であるインフラ整備、全国民への住宅供給やスマートシティの建設といったさまざまな構想を実現するためには、土地収用を遅滞させている土地収用法の改正が喫緊の課題としている。国会下院で単独過半数を誇る与党インド人民党も上院では少数派であり、少なくとも次の上院選挙がある 2016 年までは国会のねじれが続くため、2 月に開催される予算国会においても土地収用改正法案が上院で審議・承認される保証はない。大統領令が失効するまではこれに基づき行われた土地収用は有効に成立することになるため、限られた期間ではあるがその間土地収用を推し進めることは可能である。予算国会開催後、上院において否決された場合には合同国会に持込み改正法案を通すことも可能かと思われるが、再度不審議とされた場合には、改正を引き続き断行するためには再度大統領令の発令が必要となると思われる。

5. 対外商業借入（ECB）規制の緩和

5.1 ルピー建支出用の ECB 調達資金の取扱い

インド国内でルピー建支出（インド国内での資本財購入等）に充当するために調達した海外借入れについては、2011 年 11 月以降、ECB 借入人に対して、調達資金を国内の外国為替認可銀行に開設したルピー口座に直ちに入金することが義務付けられていた。これは欧州に端を発した金融不安を背景として通貨ルピーが対米ドルで史上最安値を更新する中、ルピー安の進行を食い止めるための措置として実施されたものである。他方、外貨支出用に調達した ECB 資金については、近年、対外商業借入ガイドラインにより認められた使途に利用するまでの間、海外に留め置き一定の流動資産に投資することが認められるようになった。インド準備銀行（RBI）は 11 月 21 日付けの通達により、国内ルピー建支出用の ECB 調達資金の引出しおよび利用についてより柔軟性を認めるため、上記規制を緩和し、借入金を利用するまでの間、認可銀行において定期預金として最長 6 ケ月間預り入れることを認めた。ただし、同定期預金は借入人を唯一の名義人として預けなければならず、また同定期預金を担保に供することはできない等の条件が課されている。

6. 保険法の改正

保険分野はインド政府がこれまで行ってきた金融改革の中でも最も遅れを取っている分野であり、1938 年保険法、1972 年損害保険事業法、および 1999 年保険規制開発庁法を修正する 2008 年保険諸法（改正）法案は、10 年近く上院による審議がストップしてきた。冬期国会において、2008 年保険諸法（改正）法案が上院の審議委員会による承認を受けたものの上院において審議されること

なく国会が閉会しことを受け、インド内閣は国会閉会翌日に同法案の内容に基づく大統領令 (Insurance Laws (Amendment) Ordinance, 2014) を承認し、12月27日付けで発令した。

重要な改正点として、インド保険会社における支配権（取締役の過半数の任命権、会社運営・政策決定の支配）がインド居住者に留まることを条件に、保険分野への外国投資上限比率が現行の26%から49%に引上げられた。また、保険諸法の旧式な条文や煩雑な条文が削除されて時代に沿った合理的内容に改められるとともに、保険規制開発庁(IRDA)がより効果的な規制を行うことができるよう世界のベストプラクティスに倣ってその権限が強化された。

インドにおける保険浸透率は他国に比べて極めて低い。政府は、特に地方や経済的弱者層にも保険サービスを提供するためには保険会社の資本の拡充が必須であるとして、外国出資比率の上限引上げや保険会社に対して新たな資金調達手段を認めることによりこれを達成することができるとしている。上記4で述べたように、本大統領令は、次期国会再開から6週間以内に承認されない場合あるいは否認決議が出された場合、失効する。国会による立法という通常ルートを迂回して大統領令による改革断行に踏み切った点については保険改革に対するインド政府のコミットメントの表れとして評価できるが、政策の安定性には不安感が拭えず、次期国会での動きを引き続き注視する必要がある。

以上